

令和6年度第3回
宮城県特別支援教育将来構想審議会
会 議 記 録

令和7年2月3日（月）

宮城県教育庁特別支援教育課

令和 6 年度第 3 回特別支援教育将来構想審議会

日 時 令和 7 年 2 月 3 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

場 所 宮城県行政庁舎 4 階 庁議室

出席者（12 名）

伊藤 倫就 委員	今 公弥 委員	野口 和人 委員	千葉 睦子 委員
村上 由則 委員	遠藤 浩一 委員	庭野 賀津子 委員	千田 裕子 委員
伊藤 清市 委員	佐藤 弘人 委員	渡部 智之 委員	森元 賀奈子 委員

欠席者（8 名）

佐藤 勝 委員	佐々木 貴子 委員	片岡 明恵 委員	田中 晃 委員
相澤 育 委員	西澤 由佳子 委員	永野 幸一 委員	高橋 知子 委員

宮城県教育委員会関係者

遠藤 秀樹	（宮城県教育庁副教育長）
熊谷 香織	（教育企画室長）
工藤 駿	（教職員課長）
本田 史郎	（義務教育課長）
菊田 英孝	（高校教育課長）
高橋 佳宏	（高校教育課教育改革担当課長）
安倍 毅彦	（施設整備課長）
中山 治彦	（総合教育センター所長）
山内 尚	（特別支援教育課長）
櫻井 達夫	（特別支援教育課特別支援教育専門監）

【司会（吉田総括）】

委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

御案内申し上げます。開会に先立ち、本日の配布資料の確認をお願いいたします。皆様の席にお配りしております、次第の下段を御覧ください。本日の資料の一覧を記載しておりますので、不足がないか御確認をお願いいたします。不足があった場合は、手を挙げてお知らせしていただければと思います。

ただいまより「令和 6 年度第 3 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会いたします。本日の審議会については、資料にありますとおりの出席となっております。本日、今委員、野口委員、遠藤委員はウェブで御参加いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。また、佐藤（勝）委員、佐々木委員、片岡委員、田中委員、相澤委員、西澤委員、永野委員、高橋委員は都合により欠席となっております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、県教育委員会の出席者を御紹介いたします。宮城県教育庁副教育長 遠藤秀樹です。その他の職員については、お手元に配布の名簿に代えさせていただきます。また、実施計画等構想内容に関係する課室からもオブザーバーとして参加しております。

次に、会議の成立について御報告申し上げます。本審議会は 20 名の委員で構成されておりますが、本日は別紙名簿のとおり 12 名の出席となっております。よって、過半数の委員の出席をいただきましたので、特別支援教育将来構想審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本日の審議会は公開となります。

それでは、事務局から連絡いたします。1 つ目は委員の発言に関してでございます。本日は、対面とウェブを併用して進めてまいります。ウェブで出席されている今委員、遠藤委員、野口委員におかれま

しては、発言時以外はマイクをオフにいただき、発言を希望する際は挙手の上、会長から指名されたらマイクをオンにいただきますようよろしくお願いいたします。また、通信の不具合等が発生した場合は、あらかじめお知らせした電話番号に御連絡いただきますようお願いいたします。

対面で出席されている委員におかれましては、職員がマイクをお持ちしますので、発言後はマイクを職員へお戻しください。

それでは初めに、先日審議会から答申を頂戴いたしました「第 2 期宮城県特別支援教育将来構想」について御報告申し上げます。

【事務局（櫻井専門監）】

第 2 期宮城県特別支援教育将来構想（以下、「第 2 期将来構想」という。）の答申について、御説明させていただきます。

資料につきましては、報告資料（1）－1 答申について、（1）－2 将来構想の答申に係る文書、（1）－3 構想審議会意見反映状況、（1）－4 パブリックコメント及びご意見に対する将来構想審議会の考え方の 4 種類でございます。

報告資料（1）－1 を御覧ください。「（1）答申について」につきましては、昨年 11 月 21 日の第 2 回特別支援教育将来構想審議会（以下、「第 2 回審議会」という。）におきまして、第 2 期将来構想の最終答申案を御審議いただき、当日、委員の皆様からいただいた御意見につきましては、村上会長と調整させていただき、最終答申案に反映したところです。最終答申案につきましては、メールではありませんでしたが、11 月 21 日御出席の委員の皆様にお送りさせていただいております。最終答申案につきましては、報告資料（1）－2 のとおり、答申をしていただいたところでございます。

続きまして報告資料（1）－1、②第 2 回審議会からの変更点につきましては、報告資料（1）－3 となります。こちらも答申最終案と併せてメールにてお送りしているところですが、字句訂正等もありますが、改めて主な変更点について御説明申し上げます。資料の左側は、第 2 回審議会での御審議いただいた内容、右側が委員の皆様からいただいた意見のうち、反映した内容となります。主なところでは、2 ページを御覧ください。「児童生徒」と表記していた部分につきましては、「幼児」も含まれる場合は「幼児児童生徒」と表記しております。続きまして、14 ページを御覧ください。「交流及び共同学習」については、委員からの御意見もありましたことから、共同学習までは至っておらず、交流にとどまっている状況を踏まえ、共同学習を削除しています。15 ページにまいります。中段の「小・中学校等の特別支援学級では、担任が替わる頻度が高く」の部分につきましては、「文部科学省では教職経験 10 年までに特別支援教育に関わる体制をとることとしており、長く担任することではないのではないか。」との御意見がありましたので、この点につきましては、「担任が替わる際に、培った専門性や授業づくりのノウハウ等が組織的に蓄積されない傾向がある」と訂正しています。続きまして、20 ページを御覧ください。中段の「Ⅳ今後の特別支援教育の進め方」では、中間案の段階から「特別な配慮や支援を必要とするすべての児童生徒」と表記しておりましたが、21 ページ以降の「特別な支援を必要とする」という部分については、20 ページの表現に合わせています。特別支援教育においては、一人一人の障害等に応じた学習環境への対応などの配慮の面と、困り感のあるところなどへの支援の面の視点が必要なことから、このような表現としております。この件に関しましては、村上会長と相談をさせていただき修正したものであります。この結果、現構想では「障害のあるすべての児童生徒」としていた部分については、「特別な配慮や支援を必要とするすべての幼児児童生徒」に変更をしているところです。22 ページを御覧ください。下段の「キャリア・パスポートの活用」について、引継ぎの面のほかに教材としての充実が必要との御意見などがございました。就学中の教材としての活用等について、強調するため、「就学中から」を加えています。報告資料（1）－3 につきましては、以上となります。

報告資料（1）－1 にお戻りください。（1）の③今後の予定につきましては、2 月に定例の教育委員会に将来構想について議案提出、3 月に宮城県議会文教警察委員会へ策定について報告を予定しております。また、5 月に市町村教育委員会、各学校等の特別支援教育担当者等を対象とした説明会を予定しております。

続きまして、（2）パブリックコメントに対する審議会の考え方につきましては、こちらも第 2 回審議会において御審議いただき、御意見をいただき、修正後の状況を最終答申案と併せてメールにてお送りしているところですが、改めて変更点について御説明を申し上げます。報告資料（1）－4 の 4 ページを御覧ください。21 番、御意見の概要の〇2 つ目、聴覚・視覚支援学校を増やすのが急務であるとの御意見に対し、「審議会の考え方」としましては、「両支援学校については、引き続き県内 1 校の設置とな

りますが、寮を完備し、県内全域からの入学に対応することとしております。」としておりましたが、入学させたくとも諸事情で入学させられない方がどう思われるかとの御意見がございましたので、朱書きのとおり修正しています。内容としましては、視覚支援学校、聴覚支援学校の2校ですが、地域の弱視・難聴特別支援学級等で学ぶ児童生徒等への訪問等による支援、幼稚園・保育所等への早期教育相談対応などにより、一人一人の教育的ニーズに応じた対応を引き続き行ってまいります、ということで修正をしているところです。続きまして、8ページを御覧ください。39番、「御意見の概要」のとおり、支援学級には担当できる人材を配置していただきたいという御意見については、第2回審議会の際には、箱書きのとおり、「なお、教育委員会では「みやぎの教員に求められる資質能力」の中で、特別支援教育に関する知見をすべての教員に求めているほか、これに加え校長等には学校運営・人材育成能力等を求め、学校運営等に当たることとしています」としておりましたが、この内容を改めて、「県教育委員会では「みやぎの教員に求められる資質能力」の中で、全ての教員に特別支援教育に関する知見を求めているとともに、校長等には学校運営能力・人材育成能力等を求めていることを示しながら、資質能力の向上を図っています。なお、校長等は教職員の能力や適性に応じて学校を適切に組織化し、学校運営等に当たっています。」と修正しています。この件に関しましては、第2回審議会において、「みやぎの教員に求められる資質能力」では、特別支援教育への深い理解、管理職においては、深い理解に立った学校経営に当たっていることをアピールしてはどうかという御意見がありましたので、このような説明を追加したところです。以上が、前回審議会からの変更点となります。

報告資料(1)ー1にお戻りください。左側(2)の①、パブリックコメントに対する審議会の考え方と併せて、答申をいただいた第2期将来構想につきまして、ホームページで公表する予定としています。

続きまして、右側を御覧ください。答申のありました第2期将来構想の全体像となります。こちらについても、「児童生徒」と表記していた部分がありましたが、「幼児」が入る場合は「幼児児童生徒」としているところです。

第2回審議会の答申案等からの修正箇所に係る報告につきましては、以上のとおりです。

【司会（吉田総括）】

続きまして、議事に入ります。ここからは村上会長に議事進行をお願いしたいと思います。村上会長、よろしくお願いいたします。

【村上会長】

この審議会は、本日が最終回でございます。したがって、ここで大きな変更点等は議論として対象になりがたい部分もありますが、出た意見等は次の将来構想で扱っていただくようにと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会が始まる前に、教育長に第2期将来構想を答申した旨をお伝えし、多少お話をしてみました。教育長の話ですと、この特別支援教育将来構想と義務教育あるいは高校教育等との連動を、これから県として考えていきたいというお話をいただいたところです。

それでは議事を進めたいと思います。本日は第3回目の審議会となります。次第のとおり、議事2件となります。「現行の将来構想に関わる実施計画の取組状況」及び「第2期将来構想に関わる実施計画（前期）案」について、審議を行ってまいります。時間に限りがありますので、それを考慮いただき、ただ、皆さんの意見はできるだけ伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、実施計画の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（石川）】

事務局から、今年度最終年となりました現行の実施計画（後期）の取組状況について御説明申し上げます。

議事資料(1)ー1、2については、現行実施計画の考え方と施策体系図となりますが、議事(2)の第2期将来構想の実施計画（前期）につながっていくものも多くございますので、改めて資料とさせていただきます。

次に、議事資料(1)ー3を御覧ください。こちらにつきましては、今年度第1回審議会において、「主な取組」に関する事業に係る今年度の事業概要などについて御審議いただき、3件を評価対象としました。主な取組は、「視覚・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」、「居住地校学習推進事業」、「教育環境整備の推進」でございました。この3件について、昨年9月と11月に委員の皆様

に実地調査をしていただきました。委員の皆様には、御多忙のところ調査をいただきありがとうございます。資料には、貴重な御意見と御感想を、それぞれの事業ごとにまとめております。

まず、1 件目「視覚・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」では、かねてから、早期の教育相談の重要性について御意見をいただいていたところであり、また、教育のみならず医療や福祉との連携も重要となる分野であります。これまでの取組を御視察いただき、御理解いただいた部分も多かったと思われますが、一方で、主たる本人の障害のみならず、総合的な理解と経験を必要とすることから、さらなる専門性向上を目指すことについての御意見もいただきました。

次に、2 件目「居住地校学習推進事業」では、特別支援学校分校児童と分校が所在する小学校児童との学習の様子を御視察いただきました。意見交換には、小学校からも校長先生などに御参加いただきました。その物理的な距離感から、日頃からの関わりなど、双方の理解による効果的な学習がなされていることについて御意見、御感想をいただきました。その一方、分校と離れている居住地校との学習については、その課題についても意見交換が行われました。次に御審議いただく第 2 期将来構想に基づく実施計画においても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後、3 件目「教育環境整備の推進」について、今年度開校しました秋保かがやき支援学校を御視察いただきました。児童生徒が活動している中での視察となり、中でも、どまカフェでの子供たちの活躍には目を見張るものがあったかと思えます。新設校であり、施設や設備等も十分な配慮の上、設計されているところですが、より細かな部分でのさらなる配慮について御意見もいただいたところです。

最後に、例年であれば、翌年度の実地調査（案）につきまして、御説明させていただくところですが、第 2 期将来構想の策定により、前期実施計画についても、次の議事にて御審議をいただきますため、来年度の実地調査については、今後の審議会にて御意見をいただきたいと考えております。以上、現行将来構想に基づく実施計画の取組状況について、御説明させていただきました。

【村上会長】

まず 1 つ目は、乳幼児に対する教育相談充実事業の視察、2 つ目としては、インクルーシブ教育システムの構築に関わる視察、特に居住地校学習の視察、3 つ目としては、教育環境の整備状況について、それぞれ委員の皆さんに御足労いただき、視察をしていただいたところだと思います。様々な課題は、依然として残っているところではありますが、次期構想の検討課題となる内容かと思われれます。何か御意見等がありましたらよろしくお願いします。

やはりまだまだ十分ではないというのは、この中の文言にも書かれてありますし、それから委員の皆様が感じたところのようですので、まだ進行中という理解をしていただき、次期構想の取組の中に生かしていただければと思います。

それでは続いて、第 2 期将来構想に基づく前期実施計画案について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（櫻井専門監）】

それでは、「第 2 期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）案について」御説明させていただきます。

資料につきましては、議事資料（2）－1、（2）－2、（2）－3、（2）－4 となります。

第 2 回審議会において、概要について説明させていただいておりますので、変更した部分を中心に御説明いたします。

将来構想実施計画（前期）案（以下、「実施計画（前期）案」という。）につきましては、議事資料（2）－2 となります。第 2 回審議会からの変更点は、朱書きしているところとなりますが、詳細につきましては、資料（2）－1 などにより御説明いたします。

それでは、資料（2）－1 を御覧ください。「1 実施計画（前期）案」の（1）から（3）、「2 実施計画（前期）の取組の視点」につきましては、第 2 回審議会から変更点はございません。

第 2 回審議会からの変更点につきましては、資料（2）－4 を御覧ください。1 ページですが、将来構想と同様に「児童生徒」について、「幼児」も含まれる部分につきましては、「幼児児童生徒」に修正しています。これ以降、すべてそのように修正しております。4 ページを御覧ください。「視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」につきまして、取組内容の「専門性向上」の部分について、特別支援教育に係る専門性以外の、乳幼児の心身の発達などの幅広い専門性が求められるとの御意見がありましたので、朱書きのとおり「乳幼児の発達や障害に係る専門性向上」に修正しています。

続きまして、事業の名称に係る御意見についてです。5 ページを御覧ください。中段の障害児教育支援相談活動事業の名称にある、「障害児」の表現はあまり使われたいのではないかと御意見をいただきました。予算の要求に当たってもこの名称を使用しており、そのシステムとの関係で変更は困難なところですが、引き続き修正について検討してまいります。また、7 ページ下段の障害児地域教育充実事業も同様となります。続きまして 8 ページを御覧ください。校舎改築等事業につきましては、より具体的に、対象となる学校を明記したところです。9 ページを御覧ください。高等学園等合同学校説明会につきましては、今回追加しているところです。12 ページを御覧ください。下段の発達障害児者総合支援事業につきましては、所管している課からの回答により変更しているところです。17 ページを御覧ください。(1) 狭隘化対策、18 ページ (2) 老朽化対策につきましては、見直しにより下線付きの朱書きのとおり追加しているところです。18 ページの狭隘化対策に係る中段、「県南地域における特別支援学校の在り方検討」及び「仙台圏域における余裕教室・遊休施設等の活用検討」につきましては、第 2 回審議会からの変更点はございません。今後の関係機関との調整など進捗具合により、内容を変更したいと考えております。

資料 (2) -1 にお戻りください。資料の左側「今後の予定」ですが、3 月下旬に実施計画（前期）を策定する予定としております。3 月下旬としていますのは、特別支援学校の整備計画の県南地域及び仙台圏域について、今後の調整の進捗具合によっては内容が変わることがありますので、それを反映したいと考えていることによるものです。資料右側「具体的な取組」につきましては、第 2 回審議会からの大きな変更点はありませんが、先ほど御説明したとおり、高等学園等合同学校説明会を追加していますので、目標のうち「誰一人取り残さない学校づくり」に係る事業数が 26 から 27 事業に変更をされているところです。続きまして 2 ページを御覧ください。「6 事業の体系」につきましては、3 つの目標に係る事業を簡略化し表したのになります。実施計画（前期）案の施策体系としましては、資料 (2) -3 になります。こちらにつきましても、第 2 回審議会からの変更点に合わせて修正をしているところです。

実施計画（前期）案につきましては、以上となります。

なお、実施計画（前期）案について御審議いただくのは、今回が最終となります。予定しております、3 月下旬の策定にあたり、今回いただいた御意見に基づく修正等があった際の対応についても、併せて御審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

【村上会長】

ここは、次期構想の具体的な計画の内容になっています。したがって、私どもがすべてを縛るわけにはいきませんが、ここについては御意見をいただければと考えています。説明にありましたが、例えば、視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業のところでは、単に障害等の部分だけではなく、乳幼児の発達や障害に関わる専門性、様々な障害に関わる専門性が求められるという御指摘をいただいておりますので、このような書きぶりで修正をしたところです。また、障害児教育支援相談活動事業と障害児地域教育充実事業の障害児という言葉について、なかなか今は使わない方向に移っていますが、予算申請との関わりでというお話がありました。いずれそちらも変わると思いますが、現行では名称として入れなくてはならないというお話がありました。

このような点も踏まえて、実施計画（前期）案について、皆さんの意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、渡部委員。

【渡部委員】

居住地校学習あるいは交流及び共同学習についてです。次の実施計画（前期）案の中ですと、目標 2 あるいは 3 というところに関わるのかなと思います。

県立特別支援学校から仙台市内の小学校に転入するというケースが、年に何ケースかあり、大変スムーズに受け入れることができたケースがございました。そのケースは居住地校学習の積み上げがあったものでした。直接交流した児童がそのお子さんと親しむことはもちろんですが、交流の様子を校内に掲示し、全校的にそのお子さんの存在に触れられるような工夫をしており、好事例と感じているところです。

仙台市としましても、各学校に居住地校学習の受け入れについて周知しておりますが、一層、推進できるように願っておるところです。以上、感じたところではございました。

【村上会長】

日頃の積み重ねが子供たちにとって、いい方向に影響が及んでいったのだろうというお話をいただきました。やってきた甲斐があるのかなと思います。

他にいかがですか。では、伊藤委員よろしくお願いします。

【伊藤副会長】

12 ページの文言について、特別支援教育総合推進事業のところで、特別支援教育コーディネーターを担当する新たな人材を養成するとともにの後に、また特別支援教育コーディネーターの専門性の向上とあり、重複するため、後半は、養成するとともにその専門性の向上を図るとしていいのかなと思います。

【村上会長】

この部分については、そのように訂正したいと思います。

その他、いかがでしょうか。では、森元委員よろしくお願いいたします。

【森元委員】

先日、利府支援学校塩釜校を視察させていただきました。インクルーシブ教育を進めるうえで、併設されている環境というのはとても望ましいと感じました。

休憩時間から見たのですが障害のある子は、とても自然に配慮され、仲間に入っている姿が見られました。また、体育の授業を見させていただきましたが、児童の皆さんが障害のある子に対して、自然と配慮していて、こっちだよと手を引く姿なども見られました。インクルーシブ教育として望ましい形と感じたところです。

先生方にお聞きしたところ、塩釜校では、隣接された学校の先生と交流や話し合いをしながらインクルーシブ教育を進めることができているとのことでした。ですが、先ほどもありましたが、遠い学校に関しては、なかなか居住地校学習が想像できない教員の方もいて、どのようにするのかという説明から始まったという話を聞きました。

県の皆様には、居住地校学習のモデルケースや進め方などについて、講習などしていただきたいと思いますが、先生方へ求める姿が多いことも感じております。児童生徒が減っているにもかかわらず、特別支援学級や通級の生徒が増えており、先生方には専門性の向上や資質能力の向上、あとは医療的にももっと勉強していただかなければいけない状況になっていると思います。

親としましては、学校が第 2 の居場所になってもらいたい、先生に我が子を理解してもらいたい、そして、いろいろなことを学ぶきっかけを先生と一緒に考えてほしいものと思います。

部活動を地域に任せるのと同じように、インクルーシブ教育をもっと地域の人に委ねてみるのもいいのではないかと思います。コミュニティスクールという考え方に私は賛成で、地域の皆様と保護者が一緒になって子供たちを見守るという考え方をもとに、学校でのインクルーシブ教育の環境を作るのは学校の先生方にお任せし、交流という面で地域の皆様に任せてみていいのではないかと思います。

そのような感想を持ちました。どうぞよろしくお願いします。

【村上会長】

今お話をいただいたように、近接したところでは非常に当たり前のように、インクルーシブ的な発想で、子供たちやあるいは親も教員も動けますが、離れた地域は、日頃会わないというのが一番の問題のため、今いただいたようにコミュニティスクールなどで対応する方向で考えて行ければと思います。

交流及び共同学習のところも、特別支援学校の先生が主導してしまい、義務や高校の先生にも主体的に入っていただくという発想をしていただかないと、これから将来を担う地域の子供たちが、いつまでも特別支援教育に関しては受け身的になってしまうという部分があると思います。そういう点については、次期の計画を進行する上では考慮していただき、できるだけ特別支援学校の先生が主体というのではなく、双方でやっていくような実施の形態を作っていただければと思います。

伊藤委員よろしくお願いします。

【伊藤（清）委員】

2 点お話をさせていただきます。

1 点は、昨年視察をさせていただいた、秋保かがやき支援学校に関する校舎改築事業についてです。報告にも書かせていただきましたが、新しい学校なので、生徒の皆さんも使い勝手はいいと思いますが、細かいところを見ると、もう少しこうしたらいいのと思うところがありました。それは、当事者の意見をどの段階で反映させるかということです。例えば、こども病院のときに私も関わりましたが、当事者や保護者の方々が、夜遅くまで設計図面を見ながら議論をして、それが今の病院の中の意匠や設備につながっています。宮城スタジアムも同様です。設計図が上がる段階、本当は設計図が上がる前の基本構想から関わるのが一番望ましいですが、工期や予算の関係で難しいのであれば、これから狭隘化や老朽化の様々な場面で改築すると思いますが、どこかの段階で当事者または関係者の意見を反映させていただき、100%反映させることは我々当事者も難しいと思っていますが、それができない理由も含めて御説明いただき、インフラでは難しいが運用上で改善しますというような、意見交換のようなものを取り入れていただく必要があるのではないかと考えております。

もう 1 点は、今朝の読売新聞に「重度障害ゲームで理解」ということで、特別支援学校の生徒とインクルーシブゲーム体験会というものが開かれたようです。鶴谷特別支援学校の子供や様々な方が参加されたということで、この具体的な取組からすると、教育とエンターテインメントは相反するものではなく、このようなエンターテインメントによつての成功体験で学習意欲が増したり、先日も NHK スペシャルで全盲の方が格闘ゲームで優勝したということが載っていて、昔、IADL（手動的日常生活動作）といえば仕事や買い物を中心でしたが、エンタメまで昇華していけるのかなど。教育の周縁にあるエンタメなどを通して、学習意欲や成長、生涯学習等につながっていくことが今後もっと求められていくと思います。子供たちが成功体験を積むような取組をしていただき、それを教育や学習につなげていただけるような体験会等が開催されるといいなと思いました。

【村上会長】

1 点目は、施設や設備の充実には、当事者及びその周辺の関係者の意見を事前に反映させる場が当然のこととして必要ではないかというようなお話でした。これから狭隘化をなんとかしなくてはいけないという事業がありますので、その中では反映をしていただけないかということです。

もう 1 つは、交流の場やインクルーシブに出会う場を、従来の活動的な部分だけではなく、楽しみを含めたもの、エンタメということがありましたが、例えば、身体的に動けなくても、ウェブ上の空間の中で、直接的な意見表明だけではなく、楽しさを含めたゲーム的なものがあるということで、そういうものも入れ込んでいくということを考えてはいかがかということでした。教育委員会だけでは限界があるかもしれませんが、そういう視点は必要ではないかという御意見でした。次の計画の取組の中には含めていただければと思います。

他にどうでしょうか。野口委員お願いします。

【野口委員】

合理的配慮の提供をしていくにあたって、学校や家庭、関係する支援者との連携等に関して記載がありますが、合理的配慮の状況について確認してみると、一般の方々の理解というのは、かなりパーセンテージが低いです。例えば、小学生の保護者に尋ねた場合でも、理解のパーセンテージはかなり低いというような状況にあります。学校でも、合理的配慮とは何かということをきちんと理解していくことは大事ですが、合理的配慮の提供を受ける子供の保護者だけではなく、それ以外の保護者の皆様にもきちんと理解していただくことが、充実した支援、あるいはインクルーシブな環境づくりにつながっていくのではないかなと思っています。例えば、学校主体あるいは PTA 等、保護者向けにきちんと理解を促すような取組が何かできないかなと思っています。今後、入れ込んでいただければありがたいなと思ったところでございます。以上です。

【村上会長】

合理的配慮というのは、障害を持っている側からお伺いを立てるような雰囲気依然在として残っています。社会として、合理的配慮は当然のこととして行うことであるということは、皆さん御存知のとおりだと思います。野口委員のお話ですと、それを知っていただく機会を特別支援教育の中だけではなく、むしろ通常の教育の場、あるいは様々な社会的な活動の場等で考えていただくような事業を進められないかということです。最初は、特別支援教育関係のところが主導せざるを得ないのかなと思います、という御意見です。

【野口委員】

例えば、具体的な合理的配慮を提供することがあった時に、その内容によっては、ネガティブな受け止め方をしたり、あるいは反対の方向になってしまうということが生じる場合があります。合理的配慮を受ける側としても、肩身の狭い思いやきちんとした配慮を受けられないという状況になる可能性があるのも、そういった状況を何とか変えていきたいなと思っているところです。

【村上会長】

今の点について、特別支援教育側が一つの大きな起点になるのだということで、次の取組の中で考えていただきたいというように理解をしたいと思います。よろしいですか。

【野口委員】

よろしくお願いします。

【村上会長】

では、事務局から何かございますか。それを文言として、どこかに入れ込んでいただくような形にするのは難しいのかもしれませんが。

【山内課長】

貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

第2期将来構想につきましては、現構想の考え方を引き継ぎ、共生社会の実現を目指していくというところが、一番大きな目標になると考えています。村上会長からお話があったとおり、小・中、高等学校も含めた形で、どのようにインクルーシブ教育を進めていくか、これまではインクルーシブ教育システムの構築に10年間尽力をしまいったところですが、今後の10年間につきましては、インクルーシブ教育をどう充実していくか、というステージに入っていくのだろうと思っています。そのところで、小・中、高等学校、通常の学校においても、合理的配慮のところを含めた特別な配慮や支援が必要な子供たちが、困難さをどのように周囲の子供たちや周りの関係者と共有をしながら、社会的な自立に向けて適切な関わりをしていくために、どのように周りの方や関係者の方々も含めて御理解をいただくかというところについては、具体の施策の中で今後さらに詰めていく必要があるだろうと考えております。1つとしては、学校のみならず、市町村教育委員会へのサポートというところも、今回地域づくりのところに入れさせていただいておりますし、障害者雇用の側面からも、民間でもこの4月から合理的配慮が義務化されたというところもあり、先日私も、保健福祉部の障害者雇用の会議に参加をさせていただき、その状況を伺ってきたところです。関係部局との連携も含めて、特別支援教育の中で、どのような関わりをしていくかということは、常に考えていかなければならないと考えているところです。

【村上会長】

では、伊藤委員どうぞ。

【伊藤（清）委員】

当事者の立場から合理的な配慮について、出身校の会議でもよく話しますが、合理的な配慮は私のような意思の表明ができるものと、なかなか難しく支援が必要な方がいますが、私たちの立場で言いますと、意思は表明できますが、これを言ってしまうと昨今の風潮で言えば、わがままと捉えられたり、SNSでいうと炎上してしまうのではないかなというのを、先生方や教育関係者の方には、「あなたの合理的な配慮を私たちは受け止めて、それを社会に出すことによって建設的な対話につながる」ということをもっとアピールしていただけると、子供たちも安心して合理的な配慮ができるのではないかなと思います。言いたいことはたくさんあるけど、それを躊躇してしまうと社会全体に良い影響を及ぼすことが発信できなくなってしまうような社会全体や今の風潮も危惧しながら、私も仲間や後輩に、建設的な対話をして相手とのコミュニケーションを取りながらやっていきたいと思いますという話をするので、先生方や学校関係者、教育関係者の方にはお願いしたいと思います。

【村上会長】

私も障害者ですが、社会的な支援やそのような仕組みは、使わないとだんだんなくなります。例えば、スロープや障害者の割引等を、言い出すのは厳しいから嫌だからという理由で使わなくなると、使わなくて当たり前や、使わないならいらないでしょうという方向に容易に流れるという状況があります。伊藤委員がおっしゃったように、表明して考えてもらうのがいいという視点で、これからの取組を進めていただければと思います。どうぞ御検討ください。

【山内課長】

学校の中でというお話がありましたが、学校は、大人になって社会に出ていく子供たちの場ですので、そこでどう学んでいくかということがとても大事だろうと思っています。学校の中でそれを一番に担うのは、特別支援教育コーディネーターであり、窓口になるだろうと考えております。その人材育成や専門性の向上というところが、特別支援学校以外のところも重要になってくるかなと、今お話を伺い感じたところです。今後はそこも含めて、充実できるように実施計画（前期）の中で取り組んでいきたいと思っています。

【村上会長】

他にいかがでしょうか。

次の計画なので発言しにくいかなとは思いますが。

今委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【今委員】

医療の立場からお願いするようになるかもしれませんが、取り巻く現状と課題の中で、医療機関への早期支援の重要性の理解促進と書いてありますが、5歳児健診が法定健診化されるようになります。全国的に5歳児健診は、小児科医が中心として進めていこうという動きになっています。それに伴いまして、5歳児健診の時に一番に対象とされるのが、いわゆる知的に遅れの少ない発達障害や就学してからいろいろな問題が顕在化するようなお子さんたちを、早期に見つけることができないかというのが1つの目標です。また、家庭での教育や関わり方などがなかなか難しい現状になっていますので、そのようなところに早期に介入していこうというのが健診の趣旨になります。

5歳児健診で得られたデータを、その後、就学支援委員会や就学時健診につなげていくことによって、より早期に乳幼児期から学童への連携ができるのではないかと思います。教育の立場から、5歳児健診との連携や資料提供がスムーズに行けるように働きかけていただくと、我々小児科医が関与しておりますので、医療側からも理解につながるのではないかなと思います。将来的には、健診との連携のようなどころも項目として入れていただければ大変ありがたいなと思い、意見を言わせていただきました。

【村上会長】

5歳児健診が現実のものになってきているということで、子供たちの医療的な側面を含めた実態把握と学校との連携という御意見をいただきました。これはとても重要な内容だと思います。なかなか健診を受けてくれない方もいらっしゃると思いますので、幼児の段階から、健診等も含めたサポート体制の充実について、具体的な計画を進めていただければと思います。

今の事に関係して何かございますか。では、千葉委員よろしくお願ひします。

【千葉委員】

今のお話をいただいて、栗原市の取組を少し紹介したいと思っています。栗原市では、令和7年度から5歳児健診を導入します。そのことを本日、午前中の校長会議で校長先生方や、また、栗原市はほとんどの幼稚園や保育所が栗原市立なので、園長先生方にも情報を共有してきました。

早期に特別な支援が必要だと弾くのではなく、インクルーシブの考えなので、発達の凸凹があり、支援が必要な子供を早期に発見することは大事ですが、一方で、早期に専門的な治療を受けなければならない、お医者さんの手が必要だとなると、普通学級の担任は関係ないとなりがちです。そのため、そうではないということも含め、特別支援の理解の場を教育委員会としては大事にしているつもりです。先週、市教委主催の発達支援の理解の研修を、対象者に保護者も含めて開催し、保護者の方々も発達障害とは何だろうと考える場にしています。

先ほど課長がおっしゃったように、この10年で非常にインクルーシブ教育の理解や体制の構築はでき

てきており、言葉は分かっているけれども、それがどういうことなのかということの理解が十分でないため、しっかりした支援になっていないところがあります。例えば合意形成について、特別支援教育コーディネーターをされる方は、ご自身の知識と経験を下にやりますが、それを学校として、校長先生はじめ管理職との連携、保護者にこのように働きかけますというような丁寧な理解ではなく、特別支援コーディネーターの思いだけで動いてしまい、保護者への説明が十分な信頼関係の下に行われなかったことでトラブルにつながるような例もあることから、小児科の先生にも入ってもらい、就学支援の在り方や知的障害だと簡単に言っているわけではないということ、今時の考えや今時のやり方を、もう一度みんなで確認しましょうというようなこともお伝えしました。教育委員会でそのような会議をするとなった時に、何を今さら合意形成だという声もありました。やはり、丁寧に一つ一つ確認しながら進めていかないと、言葉は入っているけれども、実際の現場での支援状況は、保護者やあるいは子供本人にとって、納得のいくものでないものが展開されているということ、実態などを踏まえて丁寧にやっていきたいなと思っていますところでは。

【村上会長】

かなりそのような例はあるのではないのでしょうか。学校あるいは教育委員会サイドですが、それを受ける親御さんの方も、そのような場所に集まりましようと言われると、うちの子供をそのように考えるのか、排除する対象にするのか、あるいは障害を持っているとレッテルを貼るのかというような感じで、その場にさえも来ないような方々もいらっしゃいますので、慎重の上でも、しっかりと進めなくてはいけない内容という意見をいただきました。今後の計画の進行では、十分に御検討いただければと思います。

【山内課長】

まず、5歳児健診につきまして行政としては、保健福祉部が担当にはなりますが、これにつきましては、こども家庭庁から通知が出ており、文部科学省にも就学につなげるということで通知が来ているところです。教育庁としましては、こども家庭庁から昨年通知がまいりましたので、義務教育課と保健体育安全課、特別支援教育課の連名で各市町村教育委員会に通知をしているところです。今後、保健福祉部の体制が整いましたら、それと合わせて、教育庁でも関わりながら全体のスキームを作っていければと思います。

【村上会長】

他にいかがですか。では、庭野委員お願いします。

【庭野委員】

パブリックコメントの中に、特別支援学校にも不登校のお子さんがおりますという御意見がありました。私自身、外部専門家としていろいろな特別支援学校を見させていただいております。不登校と一口に言いましても、原因は様々であり、中には通学で苦労していることが原因の場合もあります。学校から自宅の距離が遠いため、例えば、スクールバスは出ているけれども、家が遠いと実際の登校時間よりもかなり早い時間にバスに乗らなくてはいけなかったり、あるいはバスに乗っている時間が長くなってしまったため、通学が億劫になり来られなくなったりするお子さんがいます。また、高等部で自力通学が可能なお子さんは、公共交通機関で通いますが、朝のラッシュ時間が苦手で公共交通機関が使えない、あるいは聴覚支援学校のようにそもそもスクールバスが出ていない学校もあります。そのように、通学の苦労があって通えなくなってしまうお子さんも一定数いるようですので、その対策も考えなくてはいけないと思います。

利府支援学校塩釜校や富谷校のように、地域の小学校の空き教室を借りるという方法も重要だと思います。また、中学部や高等部のお子さんで不登校になるお子さんもいますので、中学校や高校の一部を借りることはできないかということも、検討していただけたらと思います。

宮城県は全国的に見て不登校の多い県ということで、特別支援学校に限らず、いろいろ対策が必要な県と思っておりますが、特別支援学校の不登校対策もぜひ今後、考えていくべき課題と思っております。

【村上会長】

不登校の要素の中には、今、庭野委員がおっしゃったように、通学そのものに負担感を感じている方

もいるという御指摘です。それには比較的、物理的な状況での対応が可能だという御意見もいただきましたので、その点も含めて御検討ください。

では山内課長お願いします。

【山内課長】

庭野委員からお話のあった不登校につきましては、重々認識をしているところです。

小学校以外の中学校や高等学校の教室の活用や校舎の活用につきましては、特別支援教育課としてもそのように捉えておりまして、議事資料（２）－２の１ページ目に今後の見込みということで、中段の一方でのところの狭隘化の解消の視点では書いてありますが、市町村立小・中学校や県立高等学校については、今後、子供たちが減っていくというところは皆さん御承知かと思いますので、調整を図りながら利活用をさせていただくというところについて、狭隘化と合わせて必要だろうというところで考えております。お話をいただいた視点も含めて、今後、市町村教育委員会や県立高等学校の状況も見据えながら、実施計画（前期）の中で検討し、場合によっては随時見直しをかけていきたいと考えています。

【村上会長】

いかがでしょうか。遠藤委員、どうぞよろしくお願いします。

【遠藤委員】

総合教育センターの研修研究機能の活用や向上について、意見をお話しさせていただきたいと思います。インクルーシブ教育の充実のためには、特別支援教育の考え方を広げるという仕組みが大切だと思います。それが通常の教育、それから保健福祉部から社会全体に広がっていく仕組みを作っていくというのは、取組としてとても大切で、進めていただけたらと思います。一方、教員にとっては、特別支援教育の考え方の理解を深める、実践力を高めるといったところが大切で、それが子供理解に広がり、いずれは社会に広がっていくのかなと思っています。そのときに、総合教育センターの専門研修の内容がこのままでいいのか、また、他県でやっているような研修センターで特定の方を計画的に育成する仕組み、例えば、特別支援教育コーディネーターを研修センターの中で、何度か研修を行いながら育成していく仕組みを作っている県もあります。それから、総合教育センターの専門研究の中身が、第２期将来構想とどのようにリンクしていくのかといったことも含めながら、総合教育センターが第２期将来構想の中でどのように役割を果たしていくかということ、今後、検討していくことも大切なのではないのかなと思います。

【村上会長】

特別支援教育の充実となると、特別支援学校の教員が中心と考えられがちですが、これまでの様々な議論から教育界全体で、そして社会全体でとなると、総合教育センターにおける研修が中核になるだろうということです。今のプログラム自体を大きく変えるということにはなかなかならないでしょうが、その充実等もお願いできればと思います。所長がいっぱしゃいますので、お願いします。

【中山所長】

遠藤委員から御意見をいただきました、特別支援に関する研修になりますが、現在、総合教育センターでも、様々な角度から理解促進ということで研修を広げて考えております。

今年度ですと、特別支援教育コーディネーターと福祉の現場をつなぐ研修会を１つ立ち上げ、実施させていただきました。研修の中身について、今後とも見直しを進め、理解の促進、そして特別支援教育コーディネーターなどの育成に力を入れていきたいと思っております。

御意見等をいただきながら、将来構想との関係も踏まえて、今後とも検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上会長】

では、佐藤委員どうぞよろしくお願いします。

【佐藤（弘）委員】

総合教育センターの研修の在り方で、コーディネーターの方を育成していくというところにも、大き

な役割を担っていただいているというのは、私も小牛田高等学園に勤務していた時に実感していました。地域の中でコーディネーターが育っていき、そして福祉とつながるということが、学校にとって心強いもので、そのような方がいると、先生方も安心して仕事ができしていました。各学校に1人のみならず、2人、3人いて、最終的に事務職も含め多くの職員がコーディネーター的役割を持てたらいいなと感じていたところでした。

また、中学校が先行していますが、部活動の地域移行が進んでいきますと、学校の教員に余裕が出てくる、部活動も教育活動ですが、目の前の授業や生徒たちのことを、今まで以上に丁寧に見ることができていくのではないのかと考えております。そういった中で、特別支援学校に交流という形で、放課後の時間に行って少しでも学んでくる、または、一緒に子供たちと時間を過ごすような中学校や高校の先生が出てきてもいいのかなとも考えています。総合教育センターが仲立ちをしたり、または、その研修を積み重ねると、教員のキャリアポイントのような制度としてポイントが貯まっていくような、ある程度先生方が前向きに行く仕掛けにより、お互いの接点を探れないのかなというのを常に考えております。また、以前この会議で話をさせていただきましたが、仕組みよりも、結局は先生方の気持ちの問題や、人と人が接していく中で目の前にいるいろいろな配慮も必要な生徒に、どう接していくかということ、スキルというものはありますが、よりスピリットの方が大切なのだろうなと思っています。それを育むために、交流をしていかななくてはならないのだろうなと思っています。

職員との面談を行っていく中で、何年か後に自分は教育の世界でどのように力を発揮したいですかという質問に、何人かは特別支援の世界をもう少し知らない、教育者として大事な部分を欠いたままではいるのではないかとことを話される方がいます。そういう気持ちを受け取り、総合教育センターと繋いでいくことをやっていければと思っています。

最後ですが、秋保かがやき支援学校を見させていただき、将来構想の後期から次期構想の前期というのは、何も段差があるわけではなく連続しているという中で、大きな役割を担っている学校だと感じました。これはすごい収穫であると思います。これまでの計画と次の計画の間で大きく変わるのかなと思うと、そんなことはなく、連続した中で繋がっていくのだなと思い、宮城県の将来構想が、特別支援教育が着実に前に進み、狹隘化にも本当に力を入れていて、さらに、学校や社会がハードよりはソフトの方を充実させていかななくてはいけない段階に入っていくのだなと、連続性の中でもそのような意義付けをみたいなと感じていました。これまでありがとうございました。

【村上会長】

だいぶ時間が迫ってまいりました。今日、まだ発言いただいていない千田先生に、最後、一言お願いします。

【千田委員】

先ほど山内課長から、共生社会の実現が大きな目標だというお話をいただきましたが、なるほどなと思いながら伺っていたところでした。それと同時に、障害のあるお子さんで、障害が重ければ重いほどに、我々には想像もつかないような困難を抱えながら学んでいる子供たちがたくさんいると思います。その子供たちの、一人一人の困難さを十分に理解した上で、適切な学びを積み重ねられるような環境を整えていくということも、重要なことだと思っていました。その中で、誰一人取り残さないという言葉が、私の中でずっと引っかかっています。この場だけではなく、社会全体としても、政治の世界でも、誰一人取り残さないという言葉が割に簡単に出てきますが、重たい意味を持つ言葉だと思っています。誰一人取り残さないというのは、一体何だろうということを考えますが、その言葉の重みが実現できるように、取り残さない教育を実現できるように常に考えていただきたいなと思います。その中で高等学校の課題というのが、私がかつて高等学校の現場にいたということもあり、余計感じます。特に気になるのは私立の高校です。私立高校の先生方をなんとかもっと巻き込んでいただけないかなということはずっと考えておりました。入試の関係で、公立に行きたかったけれども行けなくて、私立高校に進学したということは毎年あることです。そのためということではありませんが、私立にもいわゆる発達障害と思われるようなお子さん、あるいは軽度の知的障害があるだろうと思われるようなお子さんたちが、少なからず在籍しています。けれども、先生方の研修の場が保証されてないという現実があるということを目にすることがあります。県教委と私立の関係というのは難しい部分もあるとは思いますが、私立の学校に通う子供たちは、誰一人取り残さないという中に入らないのはおかしい話だと思うので、私立の中・高生、小学生も含めて、この中に入ってくるような働きかけをぜひお願いしたいと思っています。

もう一つ、医療的ケア児についてかなり手厚く書かれていますが、医ケアのない重度の重複障害のお子さんについて、どこにもそのような言葉がないのでどこかに入れていただけないかなと思っています。

【村上会長】

今の私立との関係、あるいは医療的ケアを特に必要としない子供さんを特定するのは難しいのかもしれませんが、その点も御検討いただければという御意見でした。

今、御意見を皆さんからいただきましたので、実施計画（前期）案についてはここで終わりにし、今いただいた意見は、これからの推進に生かしていただければなと思うところです。

それでは続きまして、私の役割は皆さんから意見をいただくところまでですので、マイクを事務局にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（吉田総括）】

ありがとうございました。

続きまして、3 その他（1）令和8年度入学者選考の日程について事務局から説明をお願いします。

【事務局（若山）】

それでは、令和8年度県立特別支援学校高等部・高等学園入学者選考の日程について御説明申し上げます。

資料その他1を御覧ください。第1回審議会において御審議いただきました、高等部・高等学園入学者選考の日程変更について、具体的な日程とこれまでの経過等を御説明いたします。

1 日程変更の目的でございますが、知的障害のある生徒の進路希望の実現と適正な就学を図ることを目的としております。

2 現状といたしましては、知的障害の高等部と高等学園の第一次募集選考日については、同じ日に実施しており、令和7年度入学者選考においても1月16日に行いました。現状ですと、高等学園を不合格になった生徒は、定員に満たなかった高等学園と知的障害高等部の二次選考を受検することができますが、二次選考を実施する学校が不確定なため、高等学園の受検を躊躇してしまうケースがあります。そのため、軽度の知的障害のある生徒が、より実態に合った高等学園を選択しやすい入学者選考の在り方が必要であることから、日程の変更をするものでございます。

3 具体的な変更日程の内容ですが、高等学園の一次選考、二次選考と合格発表を実施した後に、知的障害高等部の一次選考を実施するように日程を変更いたします。表を御覧ください。令和7年12月10日に高等学園一次選考を実施し、その後、1月13日の高等学園二次合格発表が終了してから、1月15日に知的障害高等部一次選考を行います。こうすることにより、万が一、高等学園を不合格になっても高等部の一次選考を受検することが可能となり、安心して適正な進路選択ができるようになるものと考えております。

4 これまでの経過と今後の予定ですが、令和6年3月に県立特別支援学校高等部・高等学園入学者選考に関する検討委員会を設置し、入学者選考の課題や今後の方向性を検討いたしました。その検討結果を8月の審議会において御審議いただいた後に、各教育事務所、全ての市町村教育委員会に日程変更の趣旨を説明するとともに、中学校に対して周知を図る取り組みを重ねてまいりました。

今後の進め方につきましては、本日、本審議会で御報告し、教育庁内で決定後に県立高等学校、特別支援学校へ説明を行った上で、各中学校へ周知してまいります。

以上が、知的障害高等部・高等学園入学者選考の日程についてです。知的障害高等部、高等学園に入学者となる生徒が、それぞれの実態に応じて適正な就学ができるよう進めてまいります。

【司会（吉田総括）】

（2）松陵支援学校開設準備状況について事務局から説明をお願いします。

【事務局（伊澤）】

それでは松陵支援学校についてお話しします。資料を御覧ください。

先日、1月23日に高等部入学者選考の合格発表が行われ、松陵校の玄関前に多くの受検生と保護者が集まり、自分の受検番号を指し写真を撮るなど喜ぶ姿が見られ、いよいよ始まるなという感じでした。第一期生の合格者は26名となりました。

今後の主な予定については、2月14日と19日に一日入学、2月25日に利府支援学校中学部と松陵校中学部の交流会、2月26日に放課後等デイサービス説明会を行います。来年度はスクールバスが9台、放課後等デイサービスが40台以上になる予定のため説明会を行いたいと思っています。

そして、4月8日に松陵支援学校の開校式を予定しております。以上です。

【司会（吉田総括）】

令和6年度の宮城県特別支援教育将来構想審議会につきましては、委員の皆様の御協力により、多くの貴重な御意見をいただきました。大変ありがとうございました。

村上会長、伊藤副会長から一言ずついただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上会長】

それでは最後になりますが、委員の皆さんには様々な意見をいただき本当にありがとうございます。なかなか交通整理がうまくできない部分が多々あり、期待に添えない部分がたくさんあったかと思います。それでも、先ほど皆さんの意見で、前よりは進んでいるではないかというようなお話をいただきました。その点については、皆さんと一緒に何とか進めてこられたなど、少し嬉しい感じがあります。これから先は、次の審議会が新しい計画に基づいて動いていくと思います。そちらに期待して、私の御挨拶とします。ありがとうございました。

【伊藤副会長】

第2期将来構想の答申を無事終えまして、本当に良かったなと思っています。実施計画（前期）案について、今日もたくさん意見が出されましたが、関係の皆様の協力を得て、それから、先ほど伊藤清市委員からもお話がありましたが、保護者なり当事者の意見を大事にしてほしいと思います。自分からノーと言える体験や、自己選択や自己決定の場をきちんと設定すること、それも合理的配慮につながります。また、教員や管理職については、人事交流により経験するのが一番いいと思います。説明されるよりも、実際にその場に行って経験してみる、そういうことを大事にしてほしいと思います。皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

【村上会長】

1つ言いそびれました。今いただいた様々な意見に基づいて、実施計画（前期）は3月の策定予定となっています。今回の審議会でもいただきました皆さんの意見に基づいて、私と教育委員会で調整をさせていただき、大きな変更等がある場合には、委員の皆様にはお知らせをしたいと思います。すいません、順番が逆になりました。

【司会（吉田総括）】

ありがとうございました。

それでは、遠藤副教育長から閉会の御挨拶を申し上げます。

【遠藤副教育長】

閉会にあたりまして、一言御礼の言葉を申し上げさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席をいただき、また長時間にわたり御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度の本審議会は、今回で最終回となります。今年度は、主に、第2期将来構想につきまして、御審議をいただき、1月に答申をいただいたところです。先ほど御挨拶もいただきましたが、村上会長、伊藤副会長には、現構想の策定から携わっていただいております、特別支援教育を取り巻く大きな環境の変化の中、第2期将来構想の策定にも携わっていただきました。改めて心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

県教育委員会といたしましては、今回答申をいただきました、第2期将来構想の中で示されております、「障害の有無によらず、全ての幼児児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟な連続性のある多様な学びの中で、一人一人の様々な教育ニーズに応じた適切な教育の展開」の考え方のもと、引き続き特別支援教育の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、村上会長、伊藤副会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、これまで数回にわたり貴重な御意見をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

今後とも、様々な場面で、本県の特別支援教育の充実のために御指導を賜りますようお願い申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【司会（吉田総括）】

それではこれで、令和 6 年度第 3 回特別支援教育将来構想審議会を閉会いたします。委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。